

# 清代備蓄考

——資産形態よりみた經濟構造論——

黒田明伸

【要約】 一八世紀中国では空前の規模の穀物備蓄が清朝により形成される。制度的には穀物相場の調整を中心機能としながら、移入地域でも穀物の消費・補填を現地で完結させる指向をもつものであった。それは通時的にみられる社会政策的様相を伴いはするが、客観的には、在庫更新を通じて穀物と地域通貨たる銅銭との相互代替性を高め、その結果として兩者を超地域資産形態たる銀に対して過高評価させる構造を造りあげるものだったのである。その安定が謳われた乾隆の治世とは、市場經濟の展開を非開放的な地域資産形成へ誘導させる機能が作用していた時代であった。

史料 七一巻六号 一九八八年一月

## 一 問題の所在

「民は升斗を得て、官は邱山を費やす」<sup>①</sup>とは嘉慶年間に行政的備蓄制度を振り返つての言である。その言葉のごとく乾隆年間是中国史上最大規模の穀物備蓄が形成された時期なのであるが、それが何故であるのかについてはほとんど説明されていない。というよりもそもそも関心が向けられてこなかった。

もちろん有史以来、制度化された備蓄は常に存在していたに違いない。農業社会とは、収穫の季節性そして作柄の豊凶という二つの条件の克服を宿命づけられた存在にはかならないのであるから。中国史においても、備蓄制度は歴代王朝の政策の中で重要なモチーフとして一貫している。穀物需給の不均衡は、行政権力による公的な備蓄形成を恒常的に要請し

ていたのである。備蓄制度が歴史研究の対象とされる場合、本来もっているそうした社会政策的側面が着目されるのは当然のことであり、その成果は規範どおりの食糧安定供給に着目する「救荒史」<sup>③</sup>もしくは「社会福祉史」<sup>④</sup>研究か、あるいは裏返しに国家による地主―佃戸関係の維持安定手段としての意味を主張する見解<sup>⑤</sup>として残されている。だがそうした研究視角は、国家政策の通時的な性格を抽出してはくれない、歴史的特殊性をとらえるものとはならない。一八世紀のこの空前の規模の穀物備蓄の達成についても、その表層に現われた官治的性格の強さを指摘するにとどまっている。

また、ここで言う備蓄とは、とりもおさず穀物備蓄であり、よって備蓄は穀物市場と不可分の関係にある。これまでの穀物市場分析は、清代社会が穀物需給の調整のためにある程度緊密な地域間分業を有したこと、かつ市場が「開放的」であり他地域の価格変動への連動性が強いが、「底の浅い商品流通」であるため需給逼迫が容易にもたらされることなどの性質を提示してくれている<sup>⑥</sup>。しかしその中で倉穀制度についても触れられているが、あくまで需給調整の一要件として位置づけられているにすぎない。市場構造分析の成果は、商戸囤積とそれに対する搶米風潮という現象を浮かび上げ、そこから「省外消費」と「省内消費」の競合関係をみいだしてくれている。だが局地市場圏の有無の問題に直接つなげようとしたり、あるいは市場構造に地主小作関係そのものを炒印することで処理してしまい、そもそも発端である、倉穀も含むところの穀物在庫形成そのものの歴史の意味を解こうとしていないのである<sup>⑦</sup>。

在庫と純流通部分、すなわちストックとフローとが統一的にとらえられていないということは、それ自体市場の構造的分析としての不備を物語る。同時に清朝中期を特徴づける行政的穀物在庫形成が、単に一般的な備蓄に官治の様相が与えられたものとして位置づけられるにとどまっているのは、行財政政策と経済実体の同時代的な相互関連が見通されていないということでもある。

行論で試みられるように、乾隆年間を頂点とする行政による穀物在庫の形成は、けっして何時でも見られる歴史貫通的なものではなく、一八世紀の中国社会の経済構造を歴史的に反映したものである。すでに明らかにされている如く、同時

期は米価も含めて物価水準が漸進的に上昇しつづけた時期であり、その穀物を最大の質物とする典当業が隆盛を迎え、また正供外の財源捻出による行政執行が多くなる時期でもある。そして備蓄総額の時系列グラフの山はやはりこの時期に大量铸造される制錢铸造額のそれとかなり一致する。① 清朝の行った行政的穀物備蓄形成の政策は、歴代の災害予防すなわち救荒政策の一コマとして独立させて位置づけるべきなのではなく、同時代の関連する他の経済事象と不可分な構造をなすものとしてとらえるべきなのである。備蓄制度と同様に他の諸現象も、分断されて理解されるならば、通時的あるいは外的要因による偶発的事象のごとくであるが、相互の間に成りたつ構造を把握することにより、それぞれの歴史的個性がいまみられることになる。

① 『西江政要』卷四二、嘉慶九年、「嗣後民間富戸質押穀石、諭令做照当備款式、任廳貧民以衣物質押」。『皇朝經世文編』卷四十、戸政、倉儲下、に秦承恩「勸民間質穀論」として節録。

② 『清史稿』には乾隆六年以降、年末にその年の倉穀残高總数を記載するが、それによると乾隆末年の四五〇〇万石を頂点に乾隆・嘉慶・道光三代は三〇〇万以上の数値を残している。ちなみに『万曆會計錄』卷四三に記述する倉穀数は一五万石余にすぎない。梁方仲編著『中国歴代戸口、田地、田賦統計』上海人民出版社、一九八〇年、二五一―二五四頁。右書に簡便な表が記載されていることは、山本進氏に教えられた。

③ 戦前中国では、歴代の災害救済あるいは倉糧供給安定政策を概括・整理する著作が数多く出されている。鄧雲特『中国救荒史』一九三七年、上海。郎肇霄『中国民食史』一九三四年、上海。馮柳堂『中国歴代民食政策史』一九三四年、上海、など。

④ 清代の行政的穀物備蓄の制度的側面を包括的に検討したものが、星斌夫『中国社会福祉政策史の研究―清代の賑濟倉を中心に―』国書刊

行会、一九八五年。同著は清代地方志を博搜したうえのものであり、本考察はその成果に依拠するところが大きい。また義倉については村松裕次「清代の義倉」『橋大学研究年報 人文科学研究』一一。山名弘史「清末江蘇省の義倉―蘇州の豊備義倉の場合―」『東洋学報』五八―一・二。

⑤ 森正夫「二六一―八世紀における荒政と地主佃戸関係」『東洋史研究』二七―四、同「一八一―二〇世紀の江西省農村における社会、義倉についての一検討」『東洋史研究』三三―四。

⑥ 安部健夫「米穀需給の研究―雍正史」の一章としてみた。『東洋史研究』一五―一、同『清代史の研究』創文社、一九七一年所収、Han-sheng Chuan and Richard A. Kraus, *Mid-Ching Rice Markets and Trade: An Essay in Price History*, Cambridge Mass. and London: Harvard University Press, 1975. をはじめとして中村治兵衛「清代湖広米流通の一面―南京の湖南會館よりみた―」『社会経済史学』一八―三、松田吉郎「広東広州府の米価動向と米穀需給調整―明末より清中期を中心に―」『中国史研究』(大阪市立大学)八、則

松彩文「雍正期における米穀流通と米価変動」蘇州と福建の連関を中心に」九州大学東洋史論集」一四参照。

⑦ 本考察に最も関係するのは重田徳「清初における湖南米市場の一考察」『東洋文化研究所紀要』一〇、同『清代社会经济史研究』岩波書店、一九七五年所収。また三木聡「抗租と阻米―明末清初期の福建を中心に―」(『東洋史研究』四五一四)も米穀が「本境に在る」か否かが緊要な問題となっていたことに論及している。

⑧ 言及しているものは多いので列記しないが、物価史研究については、

## 二 行政的穀物備蓄の形成

穀物を行政が主体となって備蓄させようとする清朝の姿勢そのものは清初より一貫しているが、康熙年間はその賑恤において「有銀無穀」と回顧されてもいるように<sup>①</sup>、まだ必ずしも穀物現物の在庫にこだわらない態勢だったようである。それが雍正から乾隆にかけての時期、捐納を穀物で納めさせる、すなわち捐穀をまでも奨励しながら各地に常平倉を普及させていき、さらには常平倉の不備を補うとして社倉を行政側が資金を提供しながら増設させている。乾隆初年、清朝は一方で穀物の過剰在庫すなわち囤積を禁止しながら、一方で行政による備蓄制度を普及させることで、民間の分散している穀物ストックを移転集中していったのである。またこの時期の備蓄拡大政策は、単なる食糧確保という動機によるのではなく、「熟荒」すなわち「穀賤」が「傷農」をもたらしていることへの対策としての意義が付与されていたことに特色がある<sup>②</sup>。

だがそうした行政による穀物在庫形成政策は、やがて障害に突き当たった。乾隆即位当初、各省の積穀を進めていくが、この時期は同時に、短期的・局地的ではない構造的な物価の上昇が社会的危機として意識されていた時でもあった。物価の高騰は一三年に至って米要求の暴動を各地に引起こし、移出地域では地方官をも巻込んで、他地域への出荷を強制的に

岸本美緒「清代物価史研究の現状」『中国近代史研究』五、参照。

⑨ 安部健夫「清代に於ける典当業の趨勢」羽田博士頌壽記念東洋史論叢」一九五〇年、同『清代史の研究』所収。

⑩ 岩井茂樹「中国専制国家と財政」(未刊行)。

⑪ 黒田「乾隆の錢貨」『東洋史研究』四五一四。なお本考察においても銅錢流通が大いに関係してくるが、右論文において既に言及した点については、注記しなかった点が多い。

停止させる、いわゆる過剰の事態をもたらす。対応を迫られた清朝がとった対策は、穀物の行政買上げすなわち採買の制限であった。この時、定額を越えた採買や捐穀が停止させられている。行政による民間在庫の吸い上げが米価を高騰させているとの論に従ったのである。行政在庫形成が、そもそも「穀賤」対策を動機づけになされてきたのであるから、相場が逆に緊張してしまつた以上、論理としては当然の帰結であった。その方針に基づき当時四八〇〇万余石あったとされる各省の常平倉額が、総計三三七〇万石に定額を下方修正されている。<sup>③</sup>

この米貴現象の原因については、単に銀流入に帰因させる素朴な貨幣数量説や人口増加による需要過多説などが出されているが、前者はこの時期殊に乾隆十年代に特定することは難しく、後者は官僚の常套的説明にすぎない。言及されている要因の中で、この時期固有の条件であると特定できるのは倉穀過剰説である。清朝はその説を是として対策を講じたのであるが、しかし倉穀定額の下方修正によって直ちに米貴問題が解消されたわけではない。またそもそも乾隆後期には再び四千万石水準に上昇し、物価水準もむしろこの時期を上回るのだが、その時にはもはや乾隆十年代ほどの深刻な社会問題となるような米貴問題は生じなかった。

この乾隆一三年の米貴はこれまでも研究対象とされていて、この年が清朝の食糧政策の画期とみなされている。<sup>④</sup>だが実はほぼ同様の現象がその三・四年後すなわち乾隆一六・七年にもおこっているのである。事態が最も深刻であった揚子江下流域では、豊作で収穫期を迎えたにもかかわらず、新穀が市場に現われて後も穀物相場が軟化しないといった状況さえ呈している。乾隆初期の米貴問題とは、少なくとも単なる採買一般の制限による穀物在庫の下方修正だけでは即座に解決しえない現象であった。さらに別の要件が認識されねばならなかった。

乾隆一七年七月九日、「動帑委員採買」すなわち他地域での行政買上げを停止する上諭が下だる。<sup>⑤</sup>これはそれまでのような一時的な便法として下されたのではなく、結果として以後半世紀にわたる方針となる。以降、倉穀補填は現地採買が基本とされるのである。他地域での採買停止は、当然穀物移入地域にとって需給調整手段の選択を狭めることにもなる。

一六年にも浙江と江蘇は漕米の截留措置をうけているが、一八年から二七年の間に、巡幸などによるものを除いて五四〇万石が截留されている<sup>⑥</sup>。清朝は漕米の中央移転分を犠牲にすることで、現地採買の方針を貫くのである。そうして米貴問題は沙汰やみとなっていく。

以上のような現地採買の態勢が固まる乾隆十年代末までが、行政的穀物備蓄制度の形成過程とみなすことができる。倉穀の現地採買がどのようにして食糧需給問題に中期的な安定をもたらす画期たりえたかという問題は、経済構造全体にかかわるので、その検討は後にするとして、先にこうした行政的穀物在庫の形成をもたらした動機をもう少し分析しておきたい。

康熙年間に「穀賤」がいわば有効需要不足として社会問題化していたことは既に明らかにされているが、そもそも清初よりそうした「穀賤」的局面は、また一面で「救荒」と結付けられて論じられていたのである。「金死」と「穀死」と表現されているように<sup>⑦</sup>、外地売却による「穀賤」問題の解決は、備蓄分確保まで見越した現地穀物需給の安定と矛盾し、それはまた「富戸」と「貧民」との利害対立として表面化する。行政買上げによる備蓄形成は、穀物購買需要を創造して在庫保有者の可処分所得を保証し、また社会各層への食糧の均霑のための手段ともなる。いわば「穀賤」対策と「救荒」対策という相反する論理を止揚するものとして動機づけられていたのである<sup>⑧</sup>。

常に基本的な問題とされるのは、民間備蓄との関係である。ここで問題とされるのは、消費されない余剰米全般ではなく、小農が自己の生活を保障する為の額、例えば「兩年の口食を計りて自り以外」<sup>⑨</sup>に更に備蓄されるものの扱いである。穀物需給の自然的要因に基づく不安定性は、なんらかの形態での在庫形成を不可避とさせている。清代を通じて行政官僚たちの発想の中で一つの規範として脈うっているのが、保富論ともいうべき民間在庫形成論である。保富とは「富戸」を「保全」することである。官箴書の類いでは次のような論理で表わされている。すなわち、自然災害等に対処するには資金が必要だが、富戸こそが財政支出窮乏の時の頼みの綱であり、貧民もまた彼等の施しに頼るのである、と。硬直した

常平倉・社會制度では手の回らないところがあるのを、「能く有司の急を佐すけ」かつ「百姓の水旱の憂を紓ける」二重の機能を果たすものとして、富戸は位置づけられているのである<sup>⑩</sup>。

そもそも富戸はもちろんだ口の在庫をもつ典商も含めて、上奏でしばしば描かれる如く、彼等の在庫形成が市場の正常な機能を阻害するものであったのかどうかは、検討の余地がある問題である。少なくとも穀物在庫を長期に保持することは、必ずしも彼等の利得を保証しない。もとよりそれは保管経費を要することであり、かつ最も相場が堅調となる八月から新穀が登場する九・十月にかけての相場下落が急激であるため、売り残しはそのまま大きな損失となる。視角を変えらば、批判される「囤積」すなわち投機行為こそが、年間を通じての穀物供給をとまかくも成立させているといえるのである<sup>⑪</sup>。そうした市場の在り方が保富論に反映しているとみてよからう。

にもかかわらず一方で、その同じ富戸がしばしば「居奇」をねらい「糧価低昂之權」を操作するものとして非難の対象となるのである。殊に米貴が社会問題化する乾隆一三年なり一七年には、典舖・商舖とならんで富戸の投機的行為が米穀需給を逼迫させているとの論調の上奏が優勢を占める。保富論的な論理を推しすすめると、現実的な調整機能を担っている富戸の在庫をこそ重視する視点が生じるはずであり、実際にそうした見解も表明されるのだが、少数意見に止まっていた<sup>⑫</sup>。乾隆期においては、富戸の穀物在庫はあくまで官治の補助にすぎなかったのである。

しかし嘉慶期になると論調は変化する。そこでは行政備蓄の効率の悪さが強調され、典舖と富戸を切離して、後者の在庫形成がむしろ積極的に奨励される<sup>⑬</sup>。それはやがて義倉中心の備蓄政策への傾斜につながってゆくのであった<sup>⑭</sup>。このようにしてみると、救荒政策の中での民間在庫の位置付けが微妙に変化していったことがわかる。乾隆時期の行政的穀物備蓄形成は、倉糧備蓄というものが本源的にもつ公的品格を最も具体化したものの如く映る。だが清朝一代をとってみると、それによる民間備蓄の相対的軽視の方がむしろ特殊であったと言ってよい。他にも動機が存在するに違いない。

留意すべきは備蓄がどのように分布されていたかである。そもそも常平倉だけで三千万石を越える備蓄穀物は地域的に

どのように分布していたのであろうか。乾隆一三年の下方修正された各省の定額をみると、ある一つの傾向がおのずとかがわれる。各省が軒並に百万石を越えて設定されている中、湖北省が五二万、湖南省が七〇万余にとどめられている。四川も一〇二万余にすぎない。それに対し甘肅の三二八万余を筆頭に広東・浙江・陝西・福建という西北辺境と東南沿岸地方は二五〇万石以上とされているのである。<sup>⑧</sup> 実際には湖南・四川は常に溢額状態が報告されており、浙江はかなり下回るようになるのだが、軍事的前線であり駐在緑營兵数の多い陝甘地域と恒常的に穀物需給が逼迫している地域に穀物ストックを集中させようという行政的意図が明白である。実は同じように各布政司の年末の銀残高でも、乾隆四二年を例にすると、湖北一・二四万兩に対し甘肅二八一万兩・貴州二一一万兩と<sup>⑨</sup> 辺境の財政ストックが相対的に大きいという傾向がある。銀と倉穀の分布状況は必ずしも一致しないが、銀穀共にそのストック形成には、行政遂行のための全国的な残高調整の意図が強力に働いていたといつてよい。

その行政支出の最大のもは兵餉支給であるが、常平倉と兵餉支出とは緊密な関係があった。一例を示そう。乾隆二九年の江西巡撫の上奏によると、同省南部贛鎮鎮營には兵三六七七名が駐屯し、支出されるべき兵米は一万三三三六石余であったが、現地の贛県に割当てられている漕米兵米六五〇九石では足らず、不足分は遠方の寧都州の漕米兵米が充てられていた。兵営には米票という寧都米請求切符が配給されていたものの、寧都からの運搬費用が、そのために指定されていた財源を超過するため、現実には兵自らを輪番で派遣して搬入せねばならなかった。そのため実際には振出された米票は贛州で売却され、しかも米の品質が悪いこともあって半値に買いたたかれるのが常であったという。このような非効率的な在り方は、清初の定制の時、該当県に移転可能な漕米兵米がなく、かつ「未だ積貯の法を籌せざる」ためであった。上奏時には現地にも既に備蓄制度が施行され、しかも溢額が生じていたので、当該県常平倉の三割分の溢米から支給するよう改めているのである。<sup>⑩</sup>

この例は、消費地と供出地が「六百里」も離れていることや倉米利用への改定が遅いなどやや極端なものであるが、兵

米と常平倉との関係をよく表してくれている。兵營への穀物支給は現地においてはかなり大口の需要を形成することになる。安定的に供給するためには駐屯地だけではなく他地域にも供出させ、負担を地域的に均霑させる方法がとられる。しかしかかつての審役のように、原価計算が不要な運搬手段をとるのでないかぎりには、移動費用の捻出が不可避となる。他の場合にも言えることであるが、行政的大口需要による現地穀物需給逼迫を避けるための周辺への分担強制が、運送費用の負担をさげるためにかえて周辺州県が駐屯地で買付するのを呼込み、逆に穀物需給の逼迫を加速する事態にもなるのである<sup>⑩</sup>。無理に穀物供出負担を拡散させて短期的に収支調整するよりは、大口支出が見込まれる当該県に長期的備蓄を形成することの方が効率的であるのは明白である。

なお現地の穀物相場の需給に影響を与えずに兵餉を給付するための方法がもう一つある。それは官側が買いつけずに、個々の兵丁に通貨を支給し自弁させるやり方である。大口需要を小口に分散させるのである。清朝は各地の穀物相場の硬軟に応じて、穀物現物支給と通貨代替支給とを選択する方式をとるようになる<sup>⑪</sup>。それは貨幣評価基準が市場相場に対応するうちには有効な施策といえる。しかし通貨支給が選択されるのは、往々にして穀物相場の上昇に行政側の買付け経費がついていけない時であった。乾隆期を通して進行する漸進的物価上昇は、結局兵餉の不足分を常平倉穀から恒常的に転用させつつけることになる。償還される保証なしに。

以上のように一八世紀中国における行政的穀物備蓄の肥大化には、異なる動機が混在していたのである。しかし全ての動機のさらに背後にあるのは、結局市場の不完全性ということである。穀賤傷農対策であれ、それと一見相反する富戸等の投機的在庫形成への対応であれ、また兵餉にみられるように、行政支出を短期的な空間的振替から長期的貯蓄に改変する志向もみな同じ条件から生まれているといつてよい。発達した市場構造においては非貨幣資産の通貨への代替性が問題となるのであるが、ここではむしろ逆である。貨幣資産が必ずしも食糧確保を保証しえない前提の下で、通貨の方がどれだけ穀物に代替しうるかが問題となっていた。「穀賤」問題もけっして清初だけの問題ではない。行政備蓄が普及し、か

穀物相場が長期的に上昇傾向にあった時期でも「穀賤傷農」の事態は出現する<sup>②</sup>。一方で潜在的な需要が有りながら一方で限地的な供給過剩現象が起こっている状況とは、これも別の意味での構造的な市場の不完全性を表現しているものにほかならない。そうした二重の形態をもって現われる不完全市場を前提にして、需要を一方で喚起しつつ、一方で食糧の各層への均霑を図り、加えて行政機構内の食糧支給をも保障しようとする、公権力自身が行政的に穀物備蓄を分散形成させざるをえなかったのである。

ではどのような機構の下で備蓄制度は運営されていたのか。

① 乾隆一三年の米貴の際、各省督撫への乾隆帝の諮問に対して雲貴総督は、京師と西北辺境はともかく、水運の発達した東南地域では全て倉穀にたよらずとも銀給付と併用でもよく、康熙年間には「有銀無米、賑濟未始不辦」だったと上奏している。『清史稿』乾隆一三年三月是月、雲貴總督張允隨覆奏。

② 王慶雲『石渠餘記』卷四、紀綱。『皇朝文獻通考』卷三六、市糴五乾隆元年。

③ 『石渠餘記』卷四、紀常平倉額。

④ 全漢昇『乾隆十三年の米貴問題』『慶祝濟先生七十歲論文集』台北一九六五年、同『中國經濟史論叢』第二冊、香港、一九七二年、所収。岸本美緒『清朝中期經濟政策の基調——一七四〇年代の食糧問題を中心に——』『近き在りて』一一。前掲星論著も一三年を重く位置づけている。そのこと自体誤りではないが、行論のように、現地ストックでの調整に政策が転換していくことへの留意が稀薄である。

⑤ 前年の大学士高斌の上奏をうけたものである。

各省倉貯尚多有備、即或有需亦可於附近撥給、所有存貯災數得十分之三、四、即可不必亟資買補。其勅帑委員採買之處、似可概行停止。

『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、十七年七月二十八日、直隸總督方觀承

奏。『清史稿』乾隆十七年七月丙寅、論軍機大臣等、に記載。

⑥ 『石渠餘記』卷四、紀官倉。これ自体は「年來太倉之粟可支三年、此亦足矣」という乾隆年間の財政的条件があればこそである。

⑦ 岸本美緒「康熙年間の穀賤について——清初經濟思想の側面——」『東洋文化研究所紀要』八九。

⑧ 魏禧『魏叔子文集』外篇卷三、「救荒策」(前森『荒政叢書』卷七にも採録されている)に次のようにある。

一曰、酌運糶之禁。本地產穀有足支數年者、以遠方糴運過多、遂致產穀之地頓成餓殍。然樂禁遠糶、則一方粟死、一方金死、交困之道也。

⑨ 浙江省南部の平陽県では、元來米穀を海運を通して移出入していたが、「穀米有餘而錢不足則貧与富兩妨」という構造にあった。そこで以下のように回顧されるようになった。

莫如地方集有公多積倉儲、使之供給有餘。然後聽以余穀自由營運、庶富民無錢荒之歎、貧民無絕食之虞。

民国一四年刊『平陽県志』卷一三、食貨志二 倉儲。

⑩ 魏禧「救荒策」。

⑪ 余廷燦「富民」『皇朝經世文編』卷三九、戶政、倉儲上。『牧令書』

卷一二にも所収。汪輝祖『學治統説』保富。

⑫ cf. op. cit. Han-sheng Chuan and R. A. Kraus, chapter 2.

⑬ 米貴対策の答申において、保富論を持つ策楞はなら受入れられず、「田婦宣戸」を原因の一つにあげる楊錫紋の上奏には「汝此奏尚覺留心。非尋常敷衍之文也。」との批が与えられている。『清稟録』乾隆十三年三月、是月。

⑭ 前掲、秦承恩「勸民間質穀論」。

⑮ 陶澍『陶文毅公全集』卷六、奏疏、倉庫、「勸設豐備義倉摺子」。『皇朝經世文編』卷四十、戸政、倉儲下にも所収。

⑯ 『皇朝文獻通考』卷三六、市糴五、乾隆十三年。

⑰ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四一輯、四三年正月十日、陝甘總督勒爾奏、正月十五日、貴州巡撫覺羅圖思德奏、四三年正月二十五日湖広総督三寶奏。

### 三 穀物備蓄制度の構造

備蓄制度それ自体は諸規定の集合であるが、他の制度同様にそれぞれには形式的合理性が与えられており、その間には相互を補完しあう対称性がみとれる。

一八世紀に肥大化する備蓄は、常平倉・社会・義倉とにわけられて蓄積されているが、それらには機能上の分業が割当てられている。常平倉は基本的には平糶を手段として穀物相場の安定維持を目的とするものである。対して社会・義倉は貸穀を主業務として、貧民・被災民への賑給を目指すものとされる。前者が「以官糶之」の性質があるのを、後者が「民間自便」の役割を以て補うとの論理でもあった<sup>①</sup>。さらに社会は郷村に、義倉は市鎮へ、との地理的分業も設定されている<sup>②</sup>。ある倉では「及ばざるの所」があるのを前提にした上で、別の形態の備蓄を準備・対応させる機構であった。

⑱ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二一輯、二九年四月二日、江西巡撫輔德奏。

⑲ 直隸省では保定の駐防兵米調達に物価上昇のため困難になり、周辺州県に割当てるが、雄鼎を除き他は全て保定で購買して運送費を省こうとしたため、かえって保定の相場を高騰させることになっている。

『宮中檔乾隆朝奏摺』第六輯、十八年十月二四日、直隸總督方觀承奏。

⑳ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、十七年七月四日、福建水師提督李有用奏。

㉑ 乾隆二年陝西省では麦穀が豊作であったため「穀賤傷農」の恐れがあるとし、地丁銀十萬兩を支出して相場の低い地域で収買することを上奏し、認められている。『宮中檔乾隆朝奏摺』第十六輯、二十二年十二月四日、署理陝西巡撫盧焯奏。

常平倉の平糶は、平常時の売却と穀物市場逼迫期の売りさばきを区別する。その際、例えば乾隆七年の上諭に基づく、平時は穀一石あたり銀五分、穀貴時は一錢を下げて行うというような定例が、現地での価格設定のための基準となる。湖南省の場合、乾隆一七年以降、穀每石銀七錢以上を一錢廉売の標準とし、九錢以上は減一錢五分、逆に五錢までは二分五厘、五錢からは五分減というような設定になっているが、産穀地であるだけに設定相場が他省より低くなっている。中央からは規範として一律に減価の幅が定められ、相場設定は現地の裁量にゆだねるというやりかたである。<sup>③</sup>

しかしわずかな幅の廉売では救荒の用を十分なしえない。たしかに平糶でも飢饉時は死者が出るほど人々が殺到したら<sup>④</sup>、だが現金のないものにとつての対策にはならない。そこで平糶ではなく借給を業務とする社倉が政策のなかで位置付けられるのである。社倉は本来の「民間自便」の理念からして捐穀で元本を形成することになっている。借給もやはり平常時と穀貴時が区別され、<sup>⑤</sup>それぞれ有利子と無利子とされる。災害を受けた場合、公平を期すため予め配票して実施し、奸商たちが利輸稼ぎに利用しないよう有田の民のみを対象とする、<sup>⑥</sup>など本来の救荒対策の目的に沿って運用されるための細目が附随する。

さて借給の場合は収穫を待って償還されることになっており、ここでは市場は介在しないはずになっている。対して糶売の場合その分を買補すなわち購買して補填しなければならぬが、原則として市集で相場どおりに購買することになっている。ただ山間の地などで市集の無い県では派買、すなわち田賦に応じて割りあてて買い上げる方法もやむをえずとされている。勿論定期市もない県はほとんどないのであって、「市集なし」とは官の大口の買い上げにたえうる市場がないことの表現である。<sup>⑦</sup>

だが実際には各地の固有の経済諸条件や豊凶により穀物需給は異なるのであり、右のような個々の県での調整を越えて、より広域な地域的偏差の調整にも対応しなければならぬ。そうしたことのため、糶売によって得た代価は原則として銀に兌換して各州県から布政司に送金されることになっていた。<sup>⑧</sup> 収穫期になると省はその糶銀を余剰の多い県に回して需給

逼迫地域に送らせるのである。こうして省が、一応州県間の需給調整を図ることになっていった。

以上のように備蓄制度それ自体は完結した体系をなしていたといつてよい。しかしながら、実際の機能において右のように見事なまでの対称的な分業が成立していたかどうかは別である。たしかに制度上の分業が空文だったわけでもない。例えば湖南省では常平倉は当初規定どおり平糶業務専用だったようである。<sup>⑨</sup>だが常平倉も社会も実際には、多くは平糶・借給の両方の機能を兼ねている。本来社会は貸与分の償還で補填される建前だが、現実には行政による買補が行われており、「民間自便」とはなかなかいかなかった。<sup>⑩</sup>また当時の義倉はむしろ農村部に普及し社会との別はほとんどなかったといつてよい。<sup>⑪</sup>つまり三倉の機能はかなり混在していたのである。ここでは特に社会も糶売・買補機能を担っていたことに注意しておきたい。

歴代の備蓄政策と比べて清朝のそれは糶売に重きをおいていたところに特色がある。いしかえると、市場経済に依拠しながら食糧の均霑をはかる志向だったということである。そのため、売買の形態をとりながらも指令経済的要素が潜在する派買を避けようとする。また兵米採買においてもそうだが、倉穀の買補採買に際しては、大口買上げによる需給の逼迫を極力避けようとする規範が働いている。一方で糶売においては決して大幅な廉売はしない。相場急落はかえって在庫保有者の売却をひかえさせ流通を阻害するとの観点による。<sup>⑫</sup>つまりそこには市場に介在しつつも中立であらねばならないとの規範が存在しているのである。

以上に述べた制度のなかで最も実現が困難だったのが買補である。倉穀殊に常平倉穀の補填分をどこで確保するのが備蓄問題の焦点になっていた。一方には余剰米は地域を越えて流通されるべきで、地方官なども含めて地域的利害のために移出を制限しようとする、いわゆる遏糶は厳しく禁止されねばならないとの観点がある。実際に雍正から乾隆初期にかけて遏糶の禁は災害・飢饉に対する賑恤や穀貴対策においてしばしば講じられている。<sup>⑬</sup>だが底の浅い商品流通であるため、他地域からの大口の買付けが現地の穀物相場を高騰させるのも事実であった。そこで倉穀買補は現地で行う、いわゆる就

地買補の原則が一方では當為として存在していた。邊糶の禁に象徴される外地買補と現地需給で備蓄を形成しようとする就地買補とは並存しえないものであった。

二章で触れたように乾隆初から同十年代末までの米貴問題の進行は、遂に清朝の方針をして、官金を支出して委員を派遣して採買させる外地採買を制限するよう転換させる。それは一過性のもではなく、以後嘉慶初まで約半世紀続く方針となる。浙江は蕭山県の人汪輝祖は次のように回顧している。蕭山では乾隆二十年より以前は外江（江蘇そして湖広までの地域を指す）から倉穀を採買していたが、二十・二十一年より現地で採買するようになり、それは嘉慶四年秋に外地採買を認める上論が出されるまで続く<sup>⑭</sup>。当時の督撫の上奏を見ると、浙江省では北部の人口稠密地たる杭嘉湖三府のみ外江採買とし、他地域はすべて就地採買を指針にしていたのであるが、杭州に近く就地採買指定区域の最北端たる蕭山県でも指令は徹底していたことになる。もともと移入に食糧供給を頼っていた商都寧波府鄞県でさえ、常平倉穀は「就本邑採買帰倉」となるのである<sup>⑮</sup>。

ところで嘉慶四年の上論とは、倉穀買補は近隣の豊作の県において市価で買上げるべきで、現地で派買することを許さないとするものである<sup>⑯</sup>。嘉慶七年、作柄良好のため蕭山知県は現地での採買を望むが、富戸たちは上論を盾にとって上訴の動きを示している<sup>⑰</sup>。その上論にみられるごとく、乾隆期の就地採買とは現実には富戸への派買と等しかったに違いない。穀物移入地域などで、市場相場を混乱させずに現地で倉穀を補填しようとする<sup>⑱</sup>と、富戸手持ち分から切崩すしかないのである<sup>⑲</sup>。

就地買補といえば、社倉穀はまさしく現地ストックで形成されるものとされていた。殊に常平倉穀の場合は官銀と同じく酌撥の対象ともなるものであり、現地消費に限定されてはいないが、社穀は「別社に移さず」が原則であり、その消費は現地に限られていた<sup>⑳</sup>。浙江省などの場合、倉穀の外地買補が制限されるのと同じ乾隆二十年頃設立されたと明示されている社倉も少なくはない。しかも平糶を規定に明記させているのである<sup>㉑</sup>。いずれにせよ乾隆十年代末に、元来外向性の

強い地域も含めて、現地で蓄積して現地で消費する事を原則とする体制がつくられたことは間違いない。

以上のような現地指向を理解するには、糶売された穀物代価の循環についても触れなければならない。先に述べたごとく糶銀は布政司に送金集中されることになっている。通常州県での糶売は錢單位で実施され、市集採買においても同様である。倉穀売却代価は錢形態では州県に残っても換銀されたものは省へ集中する仕組みであった。注意すべきことは、その銀もある制約を帯びていたことである。

年末並びに督撫・布政使交替時には藩庫の実存銀額を報告するのであるが、乾隆二十年六月の福建の報告では実存銀総額三七八万余兩のなかに、留備兵餉銀等の項目と並んで提儲各属米穀価六八万余兩が記録されている。福建の倉穀定額二五六万余石が満たされており、かつ規範の如く三割が銀換算六錢八分で糶売されていたとすると仮定すると、その代価は五〇万兩強となる。六八万兩余が短期の収入なのか長期の残高なのか不明だが、糶銀解司の原則は決して全くの空文ではなかったと考えてよい。②③とここでその省管轄の銀残高は一樣の形態で保管されていたのではなかった。同じ銀在庫でも元宝銀と大錠銀・碎銀あるいは中錠銀・小錠銀と区別されていたのである。藩庫は元宝と中錠を主として小錠も含むが、糧道庫は中錠を専ら保有、塩道庫の場合は州県送金の売塩代価は中錠、塩商納付の代価は小錠と、納入された形態のまま保有していた。④京餉・協餉といった省外送金は原則として庫平五十兩単位の元宝銀が用いられ、他の銀は用いられない。財政支出手段として省外に全国画一に通用する元宝銀は、省財政内では正供すなわち田賦の送金手段として使用される。対してその他の収入即ち雑項は元宝銀以外の形態で送金されたのである。⑤つまり省財政に組込まれる銀は、送金された時点からしてその還流に便宜を供するため用途別に形態を異にしていたのである。たとえ銀純分が一致していたとしても、異種形態相互の交換には改鑄経費がその都度伴うから、同じ省財政の中でありながら、極めて互換性に乏しい資産形態となっていたと言える。糶売代価はもちろん雑項に分類される。

そもそも穀物という現物形態で資産を形成していることそのものが、典舖などへの行政資産の運用を防ぐという意味合

いが込められている。その上、その穀物の償却並びに補填を地域通貨としての属性が強い錢で循環させ、さらにその錢代価を兌換送金した銀も還流を前提にした形態で保有していたのである。つまり行政による穀物在庫形成とその維持・調整に伴う貨幣循環の全体が、移転性・互換性に乏しい資産形態をとるような構造になっていたのである。倉穀の就地買補の原則は、倉穀売却代価の錢そして非元宝銀という貨幣形態による二重の還流指向と適合的であったといえる。

- ① 『福惠全書』卷二七、倉儲。『皇朝文獻通考』卷三五、市糧四、雍正四年。
- ② 『石渠餘記』卷四、紀社會義倉。  
案康熙十八年詔鄉村立社倉、市鎮立義倉、皆留本村鎮備賑、免其鹽力協濟外郡。
- ③ 湖南については『湖南省例成案』戸律倉庫、卷二四、那移出納、「平糶倉穀分別豐年歉歲增減價值」。江蘇の場合は米(穀の二倍)一石一兩四錢以下で一錢、一兩六七錢以内で二錢廉売などとなっている。『宮中檔乾隆朝奏摺』第一三輯、二十一年三月四日、江蘇巡撫汪有恭奏。  
汪輝祖『夢痕錄餘』嘉慶九年。  
去冬市米石值三千文。入春漸貴、至夏至每石四千五六百文。官為平糶、於祇園寺設廠給票。二十九日鄉民赴寺領票、擁擠婦女六十余人……。
- ④ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、十七年五月二十九日、貴州巡撫開泰奏。  
民借倉糧定例、收成在捌分以上、即加加息糧倉。
- ⑤ 同右、第一五輯、二十一年閏九月十八日、河南巡撫圖爾炳阿奏。
- ⑥ 『湖南省例成案』戸律倉庫、卷二三、那移出納、「各府州州縣買補倉穀及地方市鎮水次章程情形」。前掲重田論文参照。
- ⑦ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、二十九年十一月十一日、浙江巡撫熊學鵬奏。
- ⑧ 同右、第十五輯、二十二年九月二十九日、湖南巡撫陳弘謀奏。
- ⑨ 況湖南當平倉額、歷年止供平糶、原不出借。四鄉農民專望、借領社穀、接濟春耕。
- ⑩ 例えば乾隆八年山西布政使は司庫の銀を支出して三州の社穀を買補することを上奏し許可されている。同右、第三輯、一十七年七月九日、山西巡撫兼管提督事務阿思哈奏。
- ⑪ 例えば、直隸總督方觀承の「畿輔義倉圖」には義倉は鄉村にも細かく配置してあった。前掲村松論文参照。
- ⑫ 例えば、『清史稿』乾隆三年五月、是月、兩広総督鄂弥達・広東巡撫王睿遵旨議奏には次のようにある。  
至平糶之佃不宜傾減。蓋平糶時市佃必貴、若官佃與市佃懸殊、市佃惟有積積以待糶。
- ⑬ 『皇朝文獻通考』卷三五、市糧四、雍正元年。また、  
查袁州各屬本係產米之鄉。上年亦未被災。不過因佃值昂貴、鄉頓無知愚民輒自私立禁牌、不許米穀出境。又向有穀之家紛紛索借。というような事態が頻発していた。『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、八年三月二日、江西巡撫陳弘謀奏。
- ⑭ 『夢痕錄餘』嘉慶四年。  
吾郡倉穀旧赴外江採買。丁亥丙子間始買自境。今欽奉上諭。買補倉穀、在豐稔隣縣、案照時佃公平採辦、不許向本地派買。  
丙子は乾隆二十二年だが、丁亥は康熙四十六年となり汪輝祖の出生よりも

かなり前になる。乙亥すなわち乾隆二十年の誤りであろう。なお光緒刊の江蘇書局本はもとより、同治元年の序がある東京大学東洋文化研究所仁井田文庫所蔵の望三益齋蔵板『汪龍莊先生遺書』、丙寅(同治六年か?)刊と書されている同じく大木文庫所蔵『病榻夢痕録』ともに丁亥と刻されている。

⑮ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一五輯、二二年九月九日、浙江巡撫楊廷璋奏。

⑯ 乾隆刊『鄞県志』卷六、倉儲。

⑰ 『清実録』嘉慶四年八月丙午、論内閣。

⑱ 『夢痕録餘』嘉慶七年。

吾郡秋成尚稔……署臬尊堅欲採買倉穀。富戶遵四年諭旨、紛紛上控。

⑲ 福建などでは市場での倉穀の確保が困難なことから、「預買」といって「田多穀多之家」に予め代価を給し、收穫後納入させる方法までをとっていた。『宮中檔乾隆朝奏摺』第六輯、一八年八月六日、閩浙總督喀爾吉善・福建巡撫陳弘謀奏。また湖南省でも乾隆二年、それまでの田賦基準の派買をやめて、有田五十畝の戸を対象とする土地所有基準に改めて、現地の反発を招いている。移出地域でも乾隆二十年頃に変化があったようである。『湖南省例成案』戸律倉庫、卷二四、那移出納、「採買倉穀按地方情形拋實查稟由司稟詳以宛酌量奏辦」。

⑳ 省内で豊作の州県から不作の州県へ端境期に倉穀を移転させ平糶、糶銀を布政司に保管して秋に買補するというようなことが行われていた。運送費が問題だが、平糶差益をあてこんでいる。『宮中檔乾隆朝奏摺』第四二輯、四三年二月二日、広西巡撫吳虎炳奏。

㉑ 『湖南省例成案』戸律倉庫、卷二十、多收稅糧斛面、「各屬社穀出借各案規」。

一、其鄉里士民所捐之穀、即歸其鄉里社倉、永為其鄉里出借、不許移貯別社。

㉒ そもそも開設年を明示している地方志は少ないが、浙江省の一部だけでも鄞県、乾隆三年(前掲)、麗水県、二十年(同治『麗水県志』卷四)、松陽県、二三年(光緒『松陽県志』卷二)、雲和県、二三年(同治『雲和県志』卷三)が該当する。『雲和県志』には当時の知県陳立三の「社穀条約」なるものを記載しているが、そのなかに次のようにある。

一、社穀向來所放者穀、所收者亦穀。今易穀以糶錢、而錢之如何存貯、不能不斟酌甚善。亦拠公議、平糶後其錢即存貯捐穀之家、出具領字、交董事收存報臬。俟秋收後、將錢若干買穀若干、存貯倉中。

⑳ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一一輯、二十年六月十三日、閩浙總督喀爾吉善・福建巡撫鍾音奏。

㉑ 糶銀解司には二通りあったようである。浙江では糶錢を区別なく、「隨取隨易」銀して送金すべきとしているようだが(注⑤)、乾隆四二一年の福建布政司庫には「平糶盈余穀價」という名目で二万余両がストックされていて(『宮中檔乾隆朝奏摺』第四十輯、四二年十一月福建布政使錢琦奏)、實際、湖南では糶売差額だけを省に送金するとしていたふしがある。零陵県で生員らが知県が價格を抑えて派買したと訴えているが、知県の方は彼等が糶売差益銀を布政司に送金しなければならぬのを知らないので、誤解したのだ、としている。『湖南省例成案』戸律倉庫、卷二五、那移出納、「秋成買補禁止勸派」。また銀遣いが少なく錢遣いが多いため、糶錢を一時に易銀することは困難なので、「封貯」して收穫期にまた錢で買補するとの記事もある。同右、卷二四、那移出納、「各屬酌留穀價、趁此秋成價平、上緊全數買足貯倉、拋實報鎮、有餘繳解、不足請找」。また送金先も布政司ばかりではなく、省城から遠隔の州県の場合などは所屬の府州庫に封貯することもあった。『福建省例』卷三、倉穀例、「應行買補穀價、提貯司道府州各庫」。

②⑤ 『宮中樞乾隆朝奏摺』第一輯、二十年六月三日、署理湖南巡撫楊

錫斌奏。

②⑥ 湖南省の場合、州県から布政司への起解において、雜項は全て中錠

銀でおこなわれた。ただ地丁銀は元宝の割合を、雍正十二年の三割

から乾隆二九年の八割へと増加させていっている。『湖南省例成案』  
戸律倉庫、卷二八、起解金銀足色、「各屬起解地丁錢糧每千兩内傾元  
宝八分中錠二分」。

#### 四 穀物備蓄制度の社会的効用と矛盾

さてそもそもこの行政により形成された穀物備蓄は、中国社会全体のなかでどれ程の比重を有するものだったのであるか。吳承明の概括的な推計を借りると、清代において商品化された米穀は年間一六三三三万石であり、それは全米穀生産量の一〇%を占めたという<sup>①</sup>。乾隆五十年代頂点を迎えた倉穀残高は数値上は穀四千五百万石を越えるが、その数値は米換算では二千万石で、商品穀物年間フローの一割強にあたる。しかし倉穀のうち全てが供出されるのではなく、仮に三割糶売が実行されていたとしても、四パーセント弱となる。まして中国社会の総生産量あるいは総需要量と比べると占有率はかなり極少の値になってしまふ。いざ救荒となると、どれ程の効用があったかは、たしかに疑わしいといえる。

量的な問題を除いても、その実際の運用をみる限り、救荒手段として効用はさほど高いものとはいえない。貧窮対策として望まれるのは糶売よりむしろ借給の方であるが、借給はともすれば手続きが繁瑣で申請して許可がおきるまでに二三月を要し、肝腎の端境期には間に合わないので、結局富戸から借受けるといふような状況すら語られている<sup>②</sup>。地方官たるものの倉儲は実貯すべしと訓戒している汪輝祖ですら、一方では旨い話にみえても官の糶売そして息借には応ずるなど家族に戒めている<sup>③</sup>。また備蓄制度の特徴とも言えるが、一方で補填がままならぬ地域がありながら、一方では三十年にわたって使用されずにいたなどという全くの死蔵となった例も少なくない<sup>④</sup>。まさしく社会政策としての効用は、「民は升斗を得て、官は邱山を費やす」であったのである。

しかし目を当時の清朝の財政規模に向けてみると、年間穀千数百万石の売却はけっして無視しうる規模ではない。全体

で銀五・六千万兩程度の財政主体が三千万兩程の現物資産を財政外に保有し、その中から八・九百万兩相当の穀物の新陳代謝を維持している勘定である。

もとより右に述べた商品穀物中の占有率の低位は、行政的穀物流通の社会的影響が小さいことには、必ずしもつながらない。総量としては巨大でも各地域経済にならずと所詮底の浅い商品流通にすぎない。その条件のもとにおいて、当時としては無比の規模で各地の穀物在庫を急激に減少させる行政的穀物流通の、市場への影響力は相当なものであった。採買が米穀需給を混乱させるとしてしばしば抑制されたのは、正しくそのためであり、常平倉の欠額を埋める方法として地方官が捐穀を用いるのを志向するのも、それにより「富戸をして一石之有余を出さしめ、即ち市上一石之採買を免るべき」<sup>⑤</sup>だからである。

乾隆十六年に起こった浙江省南部の凶作は、同省北部を通り越して江蘇の米価を翌十七年にかけて高騰させつづけ、さらに賑恤米採買により江西の米穀需給を逼迫させ、そのため同省南部に穀物供給を仰いでいた福建省の内陸部の米価をも高騰させている。浙江南部の凶作が揚子江・贛江を駆抜け南隣の省まで米貴の波を一巡させたのである。<sup>⑥</sup>このような米穀相場高騰の地域連鎖を現象させる商品流通の底の浅さは、先に述べた暹羅問題のように、地域的利害と超地域的調整との対立を不可避にしていた。一方で、中国社会全体の漸進的物価上昇の状況においても、地域経済にとっては穀賤傷農の危険は常に潜在している。二章で述べたごとく、それらの条件が、酌穀のような移転による短期的なフロー調整よりも長期的なストック形成を愛好させる動機なのであった。

乾隆期に頂点を迎える行政的備蓄制度の中心は常平倉であり、常平倉の本来的機能は穀物相場の安定にある。そして市場と行政備蓄とを結びつけているのは市集である。その同じ市集を舞台にして行政の介入をうけたのが銭相場である。その両者、穀物相場と銭相場の動きには相関性が見受けられる。上幸のような短期間のうちに人的移動がある時、<sup>⑦</sup>また単に端境期である時、<sup>⑧</sup>二つの相場はしばしば同時に緊張するのである。無論、この際の相場とは銀建相場である。需給逼迫時

には対銀相場五分廉売して市場を軟化させる方法、あるいは富戸の保有分を引出そうとする方策など、行政による相場安定策も類似する。

つまり銀・銭・米の三者の相対価格の動きは、銀・銭対米という比価よりも銀対銭・米という比価に規定的性格を帯びさせているのである。貨幣対実物の比率より、いわば銀という超地域資産に対する米・銭という流動性にやや乏しい限地的資産との間の比率がより大きな意味を持つ構造なのであった。

既に別稿で論じたように、乾隆期はまた大量の銅銭を地域に追加投入し続けた時期でもある。が、一度投下された銅銭は地域に滞留しやすい。散給された小額通貨は放任すると死蔵されがちになる。流動性を維持するためには退蔵通貨を引出す誘因が不可欠であった。そこで着目すべきが倉穀糶売である。行政側では糶売価格は銀換算で基準を設定するが、現実の売却はほとんど銭払いで行われるのである。仮に年間穀千二百万石が糶売されると、乾隆中期の相場で七五〇万串程の銅銭が市場から引き上げられることになる。三章の福建省の例で見ると、毎年兵餉支給の銭払い部分等を通して五万串程の制銭を追加供給しながら、一方で四〇万串ほどの銭を七〇万石程の米穀の移転を通して行政的に流通させていたという概観になる。小額通貨のみを法貨として大量に発行するという世界的にもまれな政策を、行政的備蓄政策が、銭需要をつくりあげるにより下支えしていた側面があることは否定できないであろう。

江蘇省無錫は綿業生産を産業として有し、当時の商品経済の最先進地域である。無錫の米価は康熙四六・四七年の大飢饉の時でも一石二兩に至らず、雍正期は一兩を越えなかったのが、乾隆即位以後さしたる災害に見舞われていないのに上がり続け、乾隆一三年から一五年にかけて二兩以上となり、さらに一六年冬からは豊作にもかかわらず米価は高騰を続け、二兩五錢から翌一七年春には三兩に至ったという。当時の観察者は、人口増加などではなく、湖広・江西からの移入が減じているのに浙江などへの私糶が多いためとしている<sup>①</sup>。また同地は以前は銀遣いが銭遣いより多く、雍正年間でも銀銭併用であったのが、乾隆五・六年から銀が減少し銭が多くなり、今日（乾隆一七年）では皆銭遣いになったという。しかも以

前銀一兩八四〇文だった比価が七百文へという錢相場の硬化を伴いながらである。さらに康熙期では私鑄錢や細小錢は用いられなかったのが、今日では鉛錫錢を除けば、歴代の旧錢や果ては日本の寛永通宝まで「一概に通用」するようになったというのである。<sup>⑩</sup>

上奏や筆記類では別々に叙述されている乾隆初期の米貴と錢貴が、実は同時的現象であったことが、無錫という一地方に限定した記述を通して看取することができよう。觀察者は推測を加えてはいるものの、これらの現象を、米貴も錢遣いへの移行もそれぞれ不可解なものとして意識している。だがその表面的な不可解さのなかに事態の本質が隠されているのである。重要なのは乾隆五年という年である。まさしくこの五年こそ江蘇省が、他省も続くが、省独自に本格的な制錢鑄造を開始した年なのである。<sup>⑪</sup> 錢投下を増加することによって結果的に錢遣いへ地域經濟を誘導し、しかも錢相場をさらに引上げているのである。そして乾隆五年は江蘇省の指令により無錫でも社倉を設立しようとした年であり、米貴が本格化するのもほぼこれより以降なのである。

ここでは、通貨供給が増加するとその通貨の相対価値が低下するというような単純な貨幣數量説は通用しない。事態は逆であった。それ故に不可解だったのであるが。追加投入されて流通総量が増加した小額通貨たる銅錢が、並行本位性を成立させているもう一方の通貨たる銀を地域から駆逐しつつその比価を高めている。後世のものが推測するような銀過剰ではなく、この時期の場合では、錢供給増加こそが錢を過高評価させたのである。もちろんかかる現象を成り立たせる背景には、小額取引中心で商品經濟が発達しつつも、信用貨幣が市民権を得ず金属通貨が相対的に不足状態にあったという經濟状況があったに違いない。かつ市場經濟がかなりの季節性を刻印されているためとすれば退蔵されかねない小額通貨を、同じく小口で米穀を売却することで還流させていたのである。そうした備蓄形成が、もとよりあった穀物と錢の代替性をなお強固なものにしていったといえよう。相互に代替性にとむ錢と穀物という地域的資産が、超地域資産たる銀に対して過高評価される構造を、穀物備蓄制度と制錢の追加供給が造りあげたのである。それが乾隆初期に社会問題化し

た米貴と錢貴であつた。

こうした地域資産の過高評価の構造は、外地買補と違い銀建売買を必ずしも要しない就地買備の原則によってより固定されたものとなつたといえる。だが同時にこの構造には避けることのできない矛盾が存在していたのである。

現実の糶売や穀物買補のための送金などは銅錢や種々の非元宝銀が媒介しているのだが、行政機構内部では見積りから決算まで全て庫平銀を単位としてなされている。例えば湖南では庫平銀建ての採買価格を基準にして、糶売で諸経費を控除しえる差額をえられるか否かを判断している。<sup>⑭</sup> そうすると、就地買補の原則により事実上派買が不可避となる州県の場合、庫平銀を標準にして買上げ支出が決定されるので現地の錢建米価の変動と間隙が必然的に生じ、それが短価すなわち購買価格をおさえこむ弊害の土壌ともなるのである。<sup>⑮</sup> そうなると戸層は派買されるのを当然忌避することになり、贈賄によって自らはまぬがれようとする傾向すらでてくるのであつた。<sup>⑯</sup>

周知のように、清朝の行財政業務にはもともと、「逆弾力性」<sup>⑰</sup>でも表現すべき、行政側の設定した定額を揺るぎない基準として、それにあわせて運賃や納税手数料等の諸経費を逆算して現場で加算していく方式が支配している。その際、加算価格の決定は事実上現地の裁量に属する。田賦徴収機構等はそうした典型といえる。備蓄制度における庫平銀建の官価設定も同様の構造なのだが、こうした行財政機構内における画一的な価格設定と現地経済の市場価格とが介離する傾向を、さらに助長させているともいえる。なぜなら穀物在庫の補填を通して、行政機構自体が限地的性格の強い小額通貨の流通を下支えることにより、錢建て経済を現地に形成させておきながら、国家財政そのものの会計の中から小額通貨を排除する傾向にあつたからである。

また糶銀解司は空文ではなかつたのだが、もとより無理がある制度であつた。穀物相場の季節変動から生じる売買差額は、規定どおり銀兌換のうえ布政司に送金するとしても、就地買補に必要な部分の糶売代価は現地に錢形態で保管するほうが効率がよく、<sup>⑱</sup> その場合県庫に半年は退蔵されることになる。そうすると現地の典當などの金融機関に融通運用しよう

とする傾向が生じてくるのは避けようがない。すでに指摘されているように、乾隆期は典当業が隆盛を迎えた時期ともさ  
 れている。実態としては、それは営業税を払って登録された典当の数が前後の時代と比べて非常に多かったということな  
 のであるが、分散している民間穀物ストックを行政的在庫に吸い上げる機構自体が、同じく穀物を最大の担保物件とする  
 金融機関、典当業の成長に有利な条件となった蓋然性は高い。備蓄制度は地域への還流性の強い資産形成を促したが、地  
 域での資産運用志向までを抑制するは至難のことであった。

もう一つこの備蓄制度は根本的な矛盾を制度内部にかかえていた。前述のようにこの制度が保持できるか否かは、買補  
 して新陳代謝を継続していけるかどうかにかかっていたのであるが、移転・管理経費などを捻出するためには相場の季節  
 性を利用した売買差額が必要なのである。しかもその売買差額は「広糶の年」にこそ多く、「尋常の年」には少ないとい  
 うように、穀物需給逼迫があつてこそ十分な額となるものである。従つて、産穀地帯の湖南などでは必要な売買差額  
 を確保できないため、平常相場に属する年には糶売せずとのことになるのであつた。つまり相場の安定を目的とするも  
 でありながら、相場の幅広い年較差を前提にした機構だったのである。

このように年較差が広くないため新陳代謝できず、備蓄の陳穀化が問題とされる地域がある。一方でまた、物価水準の  
 漸進的上昇も、糶売代価のみによる備蓄の補填を困難にさせる要因となる。そのマイルド・インフレーションはまた硬直  
 的な財政支出を削減させるが、常平倉に現物引出し分を確保している兵餉は、しばしば額を越えて備蓄資産を自己の支  
 出財源に組入れ、結果として兵米への転用は各地の備蓄を徐々に食いつぶしてゆく。その他借給分が償還されないなど  
 いうこともあるが、それは古来備蓄制度の宿命ともいふべき現象である。穀物需要が恒常的に高い地帯では、買補がなさ  
 れない、兵餉に転用される、さらに借給分未償還が重なつて、定額はそのままにしながら実貯分が減少するのが一般的趨  
 勢となつていく。

以上のような矛盾は行政的穀物備蓄制度を徐々に切り崩し、乾隆から嘉慶への交替を経て、ついに改変に至らしめる。

先ずは就地買補の原則の廃棄である。何よりも派買を禁止することを優先にして、外地の軟調の市場で採買する方針に戻したのである。やがて道光から咸豊にかけて備蓄政策の中心は、官金を一部元手に仰ぎつつも基本的には民間募捐を主とする義倉に変わられていく。<sup>②)</sup> その代表が大都市蘇州の豊備義倉であるが、備蓄は銀形態で保持しておき必要時に産穀地で購買する制度となっており、しかもかなりの資産が積極的に錢鋪等に融通運用されていたのである。<sup>③)</sup> 実際、常平倉・社倉穀においても乾隆時期からすでにストックの貨幣化は進行していたのであり、結局のところは民間の余剰を自弁で備蓄させ、しかもその資産を貨幣形態で保有し、運用しつつ維持していくというのが趨勢であったのである。

ところで乾隆年間を通じて進行する諸行政業務の形骸化や正規の財政収入以外の財源の増大は、同時に進行する物価上昇に硬直的な財政構造が適応できなかったためとみなすのが穏当な理解なのだが、では何故かくも硬直であったのか、との疑問を必然的に生じさせる。本考察に従うならば、清朝は自らの財政の計算単位としている超地域資産たる銀を、穀物という必需品を含む地域資産に対して過低評価、すなわち目減りさせる構造を造りあげてしまったことになる。そうした理解はさほど実際の物価動向と矛盾しない。乾隆後期に進行する米価上昇は錢建て主導であり、そもそもそのことは行政による錢供給の過剰という貨幣的要因を無視できないが、錢の対銀相場は下落傾向ではあるものの、米価の上昇ほどの速度は見せていない。つまり錢の購買力が下落しているほどには銀の対錢比価は好転しなかったことになる。<sup>④)</sup>

① 仮定総人口四億人に一人当り五八〇斤を乗じて総需要額とし、推定非農業人口二千万人が一人当り五百斤、商品作物生産地域人口五千万人が一人当り二五〇斤購買するとして、それに超過推計を加算した数値。

② 「論清代前期我國国内市場」『歴史研究』一九八三年一期、吳承明

③ 『中國資本主義与国内市場』中國社会科学出版社、一九八五年、所収。

④ 陳弘謀「籌辦積貯情形疏」乾隆十年『皇朝經世文編』卷四十、戶政、倉儲下。

陝西省常平倉穀、每年存七出三。需借者多、需糶者少……如州縣於

一二月間始行詳借、由府而司而院、及至批行到縣、已在暮春初夏。民間不能緩待、早經貸於富室。

③ 汪輝祖『學治臆說』下、倉儲宜実。『双節堂庸訓』卷三、官項不宜借。なお初めは代価を県庫に保管していても、やがてはそれも無くなってしまふのが趨勢であった。汪輝祖が幕友であった時、実貯を雇主に進言してもとりあつてもらえなかったという。

④ 例えば、嘉慶年間浙江省平湖県では、社倉に一万石余存貯されているはずなのに、県庫に銀千数百兩を残すのみで、九千石余は社長に握

られ、三十年米糶売も借給もなかったという。王鳳生『学治体行録』下、倉備。

- ⑤ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二五輯、三十年八月二十四日、福建巡撫定長奏。  
 ⑥ 蘇州では九月一日から十一月八日までにかつてない規模の二三万石余を浙江「小商」に売却し、江西では地丁一兩毎に穀六石を派買し、官価は時価より四五銭安い六銭であったという。同右、第二輯、十六年十一月二三日、江蘇巡撫汪有恭奏。十六年十一月二十日、暫置兩広総督福州將軍新柱奏。

- ⑦ 乾隆二十二年春の南巡を前に江蘇・浙江兩省に銅十萬斤、漕米五萬石を截留の上、糶売させている。同右、第一五輯、二十一年十月十九日閩浙總督喀爾吉善・浙江巡撫楊廷璋奏。

- ⑧ 同右、第四二輯、四三年四月十一日、陝西巡撫畢沅奏。  
 茲當青黃不接之際、民間糶買糧食、需錢較多。現在省城錢價每市平銀一兩換制錢八百九十文……已屬增昂。

- ⑨ 『福建省例』卷二十、錢法例。「嚴禁營戶典舖壩商囤積錢文、稽察奸商私販運出境、旅營兵餉搭配官錢」。福建の錢相場が軟化するとして「奸商」が他省に販売して差額を得ようとし、それを行政側が禁止しようとする点も米穀の場合と類似する。

- ⑩ 同右、第五輯、十八年五月二十九日、福建巡撫陳弘謀奏。  
 ⑪ 黃印『錫金識小錄』卷一、備參上、米價。

雍正以前邑米未嘗不出境。……雖當歉歲而米不甚貴者此也。近則他省之米罕至、而私販出境者滋多、則米日少、價安得不增。至浙省大荒、反借資於蘇常之米、價高二倍無惑矣。始邑令猶嚴出米之禁、及浙省需米急、上官有過繩之戒。奉文官糶者什之一、私販出境者什之九。この記述は注⑩の江蘇巡撫の上奏と符合する。無錫ではかつてない需給逼迫だったらしい。

是歲邑田禾頗稔、而冬底米價石二兩五錢、於出米之時價昂。若此雖

奇荒之歲、亦所未有也。

同、備參下、祥異。

- ⑫ 同右、備參上、交易銀錢。小錢・旧錢も通用するようになったのも「十年以内」(乾隆十七年以前の)におこった現象だという。なお黃印は、以前は錢が少ないのに錢相場が安定し、今は逆に多いのに相場が高いことから、以前銀遣いだったのは「銀之留於下者」が多かったからで「錢乏」からではなく、また現在専ら錢遣いなのは「銀之留於下者」が少ないからで錢が充足しているからではない、と觀察している。

- ⑬ 前掲黒田「乾隆の錢貨」参照のこと。  
 ⑭ 『錫金識小錄』卷一、備參上、社米。  
 ⑮ そもそも咸豐の人王慶雲がそうであり(『石渠餘記』卷五、紀銀錢價值)、その後の研究者もそれを基本的に引継いでいる。例えば、楊端

- 六『清代貨幣金融史稿』(三聯書店、一九六二年)第三篇第二章。  
 ⑯ 『湖南省例成案』戶律倉庫、卷二四、那移出納、「倉穀糶餉、各按地方情形核計、秋後買補、用過餉脚、拋賣詳明、本管知府核詳」。

- ⑰ 前掲の湖南省零陵縣の短餉派買問題では、乾隆三十五年、端境期の五月一日に開倉して每穀石錢六六〇文で糶売し、一方で每石四二〇文先渡しし秋成米穀を先物買いすることを告示したことから起こっている。知県側は買補価格は庫平銀五錢に定められており、それに則って現物引渡しの後、八〇文を補って清算するつもりだったとしている。前掲

- ⑱ 『湖南省例成案』「秋成買補禁止動派」。  
 ⑲ 同右、卷二五、那移出納、「嚴禁採買倉穀短餉動買」。

- ⑳ この表現は、前掲岸本「康熙年間の穀賤について」注六九より。  
 ㉑ もとより全国的に糶銀解司が行われていたとは思えないが、一時的に銀貨錢となった嘉慶元年、ついに糶売代價の錢をそのまま採買に用いるのが至便であるとして、基本方針そのものも転換している。

『清史録』嘉慶元年四月戊子、諭軍機大臣等。また前掲の零陵縣では、

知果は、毎日数千張の米票の平糶により官に「積錢孔多」となり、「錢  
値昂貴、民無錢用」となったため預買をしたとしている。それに対し  
て巡撫は、書差の中間搾取を招いて反って「累民」となるとの批を付  
している。注⑳前掲。

㉑ 前掲安部「清代に於ける典當業の趨勢」。

直隸正定府では協黨の獎金財源捻出のため雍正八年府城に官典を開設  
したが、その利益が大きかったため、当時は二店であった民間の典當  
が、乾隆二十年頃には十余店を数えるようになり、府下の州県でもほ  
とんどに十・二十の典當があるようになったという。

『宮中檔乾隆朝奏摺』第一一輯、二十年六月十四日、直隸總督方觀承奏。

㉒ 少なくとも典當が地方官から米穀買付けを請負わされる傾向があっ  
たことは間違いない。もっともその場合糜死を強制されもしたよう  
である。『福建省例』卷十六、當稅例、「永禁當舖領買米穀」。

㉓ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一五輯、二十一年閏九月七日、福建巡撫  
晉奏。

㉔ 江北では乾隆三五年に定めた每石六錢八分ではその後の新米登場時  
の七錢〜七錢三分という相場についていけず欠額を買補していない。

## 五 穀物備蓄制度の終焉と歴史的意義

ここであらためて、行政的穀物備蓄制度がどのような推移をみせたか、浙江省南部の平陽県を例に見てみよう。同県の倉穀は康熙末年には捐穀を中心三万石余であったが、乾隆一五・一六年の大凶作時に湖広から救済米をうけて八千石弱を定額に組込み、二十年には五万石に定額を上方修正させている。それが咸豊初年には未徵収と兵糧支給で、実際の穀物在庫は八千石余となっており、さらに対太平天国の軍需穀として送付したため遂に実存四五石のみになったという<sup>㉑</sup>。乾隆十年代半ばの救荒が契機となって、二十年頃に備蓄規模を拡大させ、やがて補填が継続せず、太平天国時に消滅するとい

同右、第四十輯、四二年九月十九日、江寧布政使陶易奏。

㉕ 例えば、乾隆五二年汪輝祖が着任した湖南省寧遠県では常平倉定額穀八千石余、「社倉之在縣者二千石」のはずであったが、常平倉の実際の貯穀は千九百余石で、二千石は兵餉に給せられ、他は「累年民欠」であり、社穀も歴任の知果が貨幣化して受継ぎしていたという。汪輝祖「病榻夢痕錄」下、乾隆五二年。

㉖ 白蓮教の乱にたいする軍糧供出も拍車をかけたようである。例えば、湖南は嘉慶元年各州県の倉穀六万石を供出している。『清實錄』嘉慶元年十一月、是月。

㉗ 嘉慶初年に社倉・義倉の運営を一律に「婦民」したようである。『石渠餘記』卷四、紀社倉義倉。咸豊年間以降の残存率は他二倉に対して義倉のそれはかなり高いようである。前掲星論著、二八九頁。

㉘ 前掲村松・山名論文。

㉙ 物価数値のサンプル数が少ないため確定的とはいえないが、傾向としてはいえるであろう。全漢昇「美州白銀与十八世紀中国物価革命的關係」『中央研究院歷史語言研究所集刊』二八、同『中國經濟史論叢』所収。

う経過は、一地方の推移の中に一般的な趨勢を明示してくれている。

一九世紀前半、行政的備蓄制度の形骸化が進む中、清朝はなお地丁銀を支出して買補するなどして、尚その維持継続を企図するが、かなりの常平倉が咸豊年間についてしまったようである。ただその後も尚残存したものもあったようである。江蘇省は光緒一八(一八九二)年、陳穀を錢に換え典当にあずけられる省例を發している。若干とはいえまだ残存していたようであるが、やはり終着点は貨幣資産化と積極的な運用であった。ただその時点でも、典当側の資金受入れ能力に限界があることも指摘されている。遊休資産運用は当然の趨勢とはいえ、歴史的制約を伴っていることを留意しておくかねばならない。そうした傾向の一方で、米穀移出地帯の四川省成都ともなると、清末でも住民の数年分を賄えるくらいの倉穀がなお存在していたという。<sup>④</sup>つまり米穀移出地帯では滞留し、移入地帯では現物在庫が貨幣化していくという構造は最後まで変わらなかったのである。

ところで穀物備蓄政策はその後南京国民政府の統治下において復活が企てられている。種々の政治状況が絡んでもいるのであろうが、そこでも湖南省がかなりの額の備蓄を達成しているのに対し、江蘇省などではさしたる数値を残していない。<sup>⑤</sup>復活が企図されること自体、二十世紀においても穀物備蓄の行政による形成に、社会的効用が認められていたことを示すともいえるが、同時に、二十世紀でも一八世紀と同様の地域差がうかがわれるところに、穀物余剰の地域移転による需給調整が、倉穀という方法をとってもいかに成就しがたかったかを示してくれている。

結局、一八世紀後半に頂点を迎える行政的穀物備蓄は、前後の時代にも共通する階層間や地域間の食糧需給調整といった社会政策的様相を持ちながら、客観的には地域への還流性が強い非互換的な資産を形成させる構造をなしていたといえる。そこでは備蓄された穀物が、同じく地域的性格を付与された通貨である錢との強い代替性を通して、地域的資産全体を超地域資産である銀に対して過高評価させる機能を果たしていたのである。

以上で明らかにした構造は、備蓄政策においてみられる諸々の規範そのものから直接に導かれたものではけっしてない。

むしろ行政主体の主観、経世思想などからは一線を画した運動の結果とみなすべきである。市場の均衡と行政諸業務遂行を直接的に目的とする通時的にみられる政策が、迂回的に、還流性指向の地域経済を導くところに一八世紀的特質を見出すべきであろう。清初に意識された「穀賤」が市場経済の本来的な開放性ゆえの危機を反映しているのだとしたら、清代中期は「米貴」と「錢貴」という現象を象徴的に伴いつつ、市場経済の展開を非開放的な地域資産形成に誘導させる機能が作用していた時代といえる。その安定と繁栄が謳われた乾隆の治世とは、かかる構造の上に築きあげられていたのである。その構造が徐々に自己崩壊しつつ、やがて世界経済による包摂による転換を迎える、というのが清代経済史の基本的な動態と理解できよう。

最後に今一つ付言すると、同じ十八世紀、朝鮮でも米穀貢納の金納化と並行して、やはり錢貴が問題となっている。しかも備蓄穀物である社還米の最大値は一八〇七年に記録されているのである。① 状況に差異はあるが、そこには一定の小商品生産の展開と海禁政策の二つの条件の結合という矛盾、そしてそれへの一つの対応の結果として、近世東アジア全体に共通する性格が看取できるのかもしれない。

① 前掲『平陽県志』倉儲。

② 例えば『清史録』道光二年十二月乙巳、には次のとおり。

福建巡撫葉世倬奏、内地序界未補倉穀、請於司庫地丁銀內、動支實足、以資備蓄、從之。

③ 『江蘇省例』光緒十八年、詳定陳穀糶麥并社錢款私挪章程。

但近年典舖貿易亦屬清淡、所領公款已多。若再加以積穀變備、存款益形擁擠。

もちろん、これは九十年代の貿易伸長直前の経済状況を反映した史料でもあるが、乾隆四十年頃の状況を記述した前掲『福建省例』「永禁典舖領買米穀」でも小資本のため閉業があいついでいたとしている。

④ 光緒末年でも総計穀六十万石を城内に備蓄していたという。周詢

『芙蓉話旧録』卷二、倉儲。

⑤ 一九三四年、湖南は六一八万余石を備蓄し、浙江の二二六万余石が

続いている。江蘇は二八万余石であり、ほとんど実施されていない省も多い。浙江の場合、国民政府の地方行政建設の重点地域だったという事情も反映している。前掲『中国救荒史』四六二―三頁。

⑥ 前掲岸本「康熙年間の穀賤について」、同「明末清初の地方社会と『世論』―松江府を中心とする素描―」、『歴史学研究』五七三。

⑦ 安達義博「十八世紀―十九世紀前半の大同米・木布・錢の徴収・支出と國家財政」、『朝鮮史研究会論文集』一三。朝鮮總督府中枢院編『社還米制度』一九三〇年、四七五頁。文獻の存在は宮脇博史氏に教えられた。

(大阪教育大学講師)

A Study of the Granary System under the Qing Dynasty  
: An Analysis of the Economic Structure of 18th Century  
China from the Point of View of Local Asset Formation

by

Akinobu Kuroda

During the 18th century, stock in the official granaries had increased to an amount which had not been seen before. Hitherto historians have simply taken the granaries to be a social welfare system, whose ultimate purpose was for famine prevention as in former dynasties. But they could not explain why the dynamic expansion of grain stock occurred, especially in the Qianlong period. It is true that the main purpose of the system was for price stabilization, but we should pay attention to another feature.

In those days the Qing government tended to restrict the importation of grain from outside districts to make up local shortages. That is, even grain deficit districts were compelled to form their own grain stocks. The renewal of grain stocks was done by paying and receiving copper cash, the local surplus of which was also expanding during this period. The granary system created a situation of easy exchange between grain and copper cash, so that a structure was created whereby both local assets, grain and copper cash, were overvalued against silver, the inter-regional currency. Thus we know that economic policy in the Qianlong period, known as an era of prosperity and stability, functioned so as to lead to the development of a market economy and to encourage local assets which had low liquidity beyond the local area.